

(平成13年度支援)

原状回復事業実績事例：大阪府富田林市混合廃棄物事案

事案の類型	産業廃棄物中間処理業者の混合廃棄物の多量堆積
事案の場所	大阪府富田林市内
行為者	大阪府富田林市内 A社 代表取締役B、C
規模及び種類	投棄面積；約7,000m ² 投棄量；約35,100m ³ (39,000m ³) 廃プラスチック類，がれき類，木くず，金属くず，混合廃棄物、土砂
支障のおそれ	中間処理施設の隣接地に堆積した産業廃棄物からの火災と火災による悪臭が発生した。また、廃棄物が放置状態であることから、再出火により住民の生活環境が脅かされるおそれがある。
対策工の概要	堆積された産業廃棄物を掘削し、当該敷地内で破碎・分別処理し、搬出した。可燃物は富田林市の清掃工場で焼却処理、混合廃棄物及びがれき類は中間処理業者において委託処理、金属くずは再生業者に委託した。がれき類及び土砂の一部は敷地内で覆土材として有効利用を図った。
除去した廃棄物の種類及び量	搬出量；19,470.47m ³ (18,155.23t) 混合廃棄物（可燃物を含む），金属くず，がれき類
代執行費用	337,799,360円
支援した資金額	253,349,000円

撤去前の状況



【事案概要】

行為者であるA社は、平成8年5月に産業廃棄物収集運搬業及び処分業（中間処理・最終処分）の許可を得て、当該場所において事業を行っていた。第3期安定型埋立処分場を計画したが、地域の合意形成ができず設置許可の取得が困難な状況に陥った。にもかかわらずA社は、中間処理施設内と隣接敷地に産業廃棄物を大量に搬入した。大阪府は改善命令を発したが履行されなかったため、平成12年10月に処理業の許可を取り消した。大阪府は行為者に対して引き続き撤去を指導し、約9,000m³を撤去させたが、それ以上の撤去はなされなかった。

平成13年1月以降、14回にわたり白煙及び火災が発生したため、行為者に対して措置命令を発したが期限までに履行されなかったため、代執行により支障の除去を行った。

